

災害等発生時における応急対策活動用資機材等のレンタルに関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部（以下「乙」という。）は、災害等発生時における応急対策活動の用に供する資機材等のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、次の各号に定める事態（以下「災害等」という。）において、乙が甲に協力するために必要な事項を定めるものとする。

- (1) 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害対策基本法施行令で定める原因により生ずる被害が神奈川県内で発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 国内で武力攻撃事態又は緊急対処事態が発生し、甲が神奈川県国民保護対策本部、神奈川県緊急対処事態対策本部又は神奈川県危機管理対策本部を設置した場合

（連絡体制等の確認）

第2条 甲及び乙は、災害等発生時にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制等について様式1により年度当初に相互に連絡するものとする。なお、甲乙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

（協力の要請）

第3条 災害等発生時において、甲は、乙に応急対策活動の用に供する資機材等のレンタルに関する協力を要請することができる。

- 2 甲は、前項に基づき乙に協力を要請するときは、様式2-1により行う。但し、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに当該様式を乙に送付するものとする。
- 3 甲は、通信の途絶等により乙に第1項に基づく協力の要請ができないときは、乙の会員に様式2-2により当該協力を要請することができる。但し、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに当該様式を乙の会員に送付するものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条第1項に基づき甲から協力を要請されたときは、乙の会員等に可能な範囲で他に優先して当該協力を実施するよう要請するものとし、甲に様式3-1により当該協力の実施の可否等を回答する。但し、緊急を要する場合は、電話等により回答し、事後速やかに当該様式を甲に送付するものとする。

2 乙の会員は、前条第3項に基づき甲から協力を要請されたときは、可能な範囲で他に優先して当該協力を実施するものとし、甲に様式3-2により当該協力の実施の可否等を回答する。但し、緊急を要する場合は、電話等により行い事後速やかに当該様式を甲に送付するものとする。

(資機材等の引き渡し及び引き取り)

第5条 乙又は乙の会員は、前条により実施可能とした資機材等の引き渡しについて、様式2-1又は様式2-2により甲が指定した場所において、甲が指定した職員の確認のもとに行うものとする。

2 乙又は乙の会員は、甲から資機材等の返却の連絡を受けたときは、甲が指定した場所において、甲が指定した職員の確認のもとに当該資機材等を引き取るものとする。

(情報の提供)

第6条 第3条第1項に基づき甲から協力を要請された乙及び同条第3項に基づき甲から協力を要請された乙の会員は、災害等の状況等、この協定に基づく協力を円滑かつ迅速に実施する上で必要となる情報の提供を甲に要請することができる。

2 乙は、前項に基づき甲から提供された情報を乙の会員等に提供する。

3 乙及び乙の会員は、この協定に基づく協力を実施する中で、災害等の状況等、甲が災害等発生時における対策を実施する上で必要となる情報を入手した場合は、甲に当該情報を提供する。

(報告の手続)

第7条 乙は、乙の会員等がこの協定に基づく協力を実施した場合は、様式4にて甲にその内容を報告する。但し、緊急を要する時は、電話等により行い事後速やかに当該様式を甲に送付するものとする。

(経費)

第8条 この協定に基づき乙の会員等が行った資機材等のレンタルに要した費

用（以下「経費」という。）は、甲が負担するものとする。

- 2 資機材等のレンタルの価格は、災害等発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。
- 3 乙又は乙の会員は、前条の報告の後、自らが定める支払請求書にて甲に対し経費の支払いを請求する。
- 4 甲は、適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に乙又は乙の会員に経費を支払う。

（損害賠償）

第9条 甲は、甲の責めに帰する理由により乙又は乙の会員から引き渡しを受けた資機材等に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

（従事者の損害補償）

第10条 この協定に基づく協力に従事した乙及び乙の会員の職員の負傷、疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に定めるところによるもののほか、原則として、自らが負担する。

（第三者への損害賠償責任）

第11条 乙及び乙の会員は、この協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

- 2 乙及び乙の会員がこの協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、乙はその事実の発生後遅滞無くその状況等を様式 5 により甲に報告し、その処置については、甲乙協議のうえ決定する。

（協定の解除）

第12条 甲は、乙及び乙の会員が法律や条令等に違反する等の事情により、この協定を継続し難いと認める場合は、この協定を解除することができる。この場合において、解除により乙及び乙の会員に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は協定締結日から効力を有し、甲又は乙いずれかの書面による終了の意思表示がない限りその効力を継続する。

(協議)

第14条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

附則

平成 18 年 12 月 1 日に締結した災害時における応急対策活動用資機材等の確保に関する協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 1 月 23 日

甲 横浜市中区日本大通 1

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



乙 横浜市神奈川区栄町 2-10

アール・ケープラザ横浜Ⅲ 1103 号

一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部
支部長 金子 真紀子



家畜伝染病発生時における資機材供給に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部（以下「乙」という。）は、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の家畜伝染病の発生又は発生の恐れがある場合（以下「家畜伝染病発生時」という。）における必要な資機材の供給に関し、次のとおり、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神奈川県内における家畜伝染病発生時において、甲が乙から資機材を調達するために、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる家畜伝染病）

第2条 この協定の対象となる家畜伝染病は、殺処分等を必要とする緊急性の高い家畜伝染病（高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚コレラ、ニューカッスル病等緊急性が高いと判断される家畜伝染病）とする。

（協力要請）

第3条 甲は、家畜伝染病発生時において資機材を調達する必要があると認めるときは、乙に資機材の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、特別な理由がない限り協力するものとする。

3 甲の協力要請の方法は、乙に対し、以下の事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話等をもって要請し、後に文書を提出するものとする。

（1）協力要請理由

（2）必要資機材の種類及びその数量

（3）発生場所又は設置場所

（4）レンタル（賃貸）期間

（5）その他の必要事項

（資機材の種類）

第4条 資機材の種類は、以下のとおりとする。

（1）埋却溝掘削用重機

（2）資機材輸送車両

（3）テント

（4）照明器具

（5）コードリール

（6）仮設トイレ

（7）簡易手洗い場

（8）その他乙の取扱商品

（受渡し及び返還）

第5条 乙は、甲から資機材供給の要請があった場合の資機材の受け渡し及び、甲からの供給資機材の返却は、原則として発生場所又は設置場所で行い、その運搬は乙が行うものとする。

（供給資機材の消毒）

第6条 甲は必要に応じ、乙が供給した資機材に対し、甲及び乙が認める然るべき消毒を実施して返却するものとする。

（報告）

第7条 乙は、第3条の規定に基づき協力を実施した場合は、資機材の受け渡し場所ごとに、次に掲げる事項を記載した書面をもって、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話等をもって報告し、後に文書を提出するものとする。

（1）資機材の種類、規格及びその数量

（2）その他連絡事項

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する甲の連絡窓口は、神奈川県環境農政局農政部畜産課、乙については一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部とする。

2 協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、双方とも連絡責任者を定め、連絡責任者に変更があるときは、双方速やかに報告するものとする。

（費用の負担）

第9条 甲は資機材を供給した乙に対し、資機材の賃貸料を支払う。

2 前項の賃貸料は、家畜伝染病発生直前の適正な価格を基準として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（情報交換）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく資機材の調達・供給が、家畜伝染病発生時に迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制と、可能な限り資機材の保有状況等についての情報交換を適時行うものとする。

（実施細目）

第11条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項、協定の実施について必要な事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

（効力）

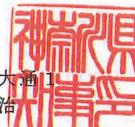
第13条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

2 甲又は乙が他の自治体又は法人と合併した場合、若しくは名称その他法人の資格が変更された場合は、当該業務を所管する法人がその地位を承継する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年1月23日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 神奈川県横浜市神奈川区栄町2番地10
アール・ケープラザ横浜Ⅲ1103号
一般社団法人 日本建設機械レンタル協会神奈川支部
支部長 金子 真紀子





災害時における建設機械器具等の支援に関する協定書

横浜市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における建設機械器具等（以下「機械」という。）の支援に関して協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、横浜市内（以下「市内」という。）において地震、風水害、雪害、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、横浜市がその業務を行う上で必要となる、機械の確保に関し、甲乙が協力して円滑な災害等の復旧に資することを目的とする。

（要請）

- 第 2 条 甲は、市内に災害等が発生し、又は発生する恐れがあるときは、乙にその保有する機械の保有情報の提供を要請することができる。
- 2 乙は、甲から前項の要請があった場合には、速やかに、その保有する機械の保有情報を確認し、甲に対し報告するものとする。
 - 3 乙は、甲からの第 1 項の要請に対し、優先的に保有機械を確保するよう努めなければならぬ。

（緊急随意契約）

第 3 条 甲は前条第 2 項の報告を受けた場合において、必要があると判断したときは、乙のうちから災害等発生地等を考慮して、最も速やかに機械を保有するものと、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定に基づく随意契約を行うことができる。

（連絡体制表及び緊急連絡先会員名簿）

- 第 4 条 甲及び乙は、連絡体制表を作成し、毎年度当初に確認するものとする。また、変更が生じた場合には、その都度、甲乙それぞれ報告するものとする。
- 2 乙はその保有する機械の確保を円滑にするため、乙の中から連絡代表者を選出するものとし、甲は緊急を要する場合は代表者を通じて第 2 条第 1 項の要請を行うものとする。また、毎年度当初に緊急連絡先会員名簿を作成し、甲及び乙が常備するものとする。なお、変更が生じた場合には、その都度更新するものとする。

（協議）

第 5 条 この協定に定めのない事項又は、この協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(効力)

第 6 条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

附 則

災害時における建設機械器具等の支援に関する協定書（平成29年6月15日）は廃止する。

この協定書は2通作成し、甲、乙、記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年 8月 27日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市

横浜市長 林 文子



乙 横浜市神奈川区栄町2丁目10番地

アール・ケープラザ横浜Ⅲ1103号

一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部

支部長 金子 真紀子 印



災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書

地震、風水害、雪害その他の災害が発生した場合において、川崎市が行う応急対策に関する応援について川崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、雪害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時」という。）において、甲が応急対策を行うために必要となる建設機械器具等の確保に関し、乙の円滑な応援を受けるために必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害発生時における応急対策のための応援（以下「応援」という。）を要請する必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対し、「建設機械器具等に関する応援要請書（第1号様式）」による文書をもって応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により応援を要請することができる。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を必要とする建設機械器具等の種類、規格及び数量
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に必要な事項

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、その保有する建設機械器具等を優先的に確保するよう努めなければならない。

（建設機械器具等の引渡し及び引取り）

第3条 前条第1項の規定による応援を行う場合は、乙は、甲が指定した場所において、建設機械器具等の引渡し及び引取りを行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による応援に従事した場合は、甲に対し、速やかに「応援実施報告書（第2号様式）」による文書をもって、次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 応援に要した建設機械器具等の種類、規格及び数量
- (2) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 この協定に基づき乙が行った応援に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基礎として、甲乙協議の上算定するものとする。

(補償)

第6条 この協定に基づき、応援に従事した者が当該応援に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第223号）を適用し補償する。

(損害賠償)

第7条 甲は、甲の責めに帰する理由により乙又は乙の会員から引き渡された建設機械器具等に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(第三者への損害賠償責任等)

第8条 乙及び乙の会員は、この協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

2 乙及び乙の会員が、この協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を「第三者への損害状況等報告書（様式第3号）」により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上決定する。

(訓練)

第9条 この協定の円滑な実施を期するため、甲及び乙は、協議の上必要な防災訓練を行うものとする。

(連絡体制表及び緊急連絡先会員名簿)

第10条 甲及び乙は、連絡体制表を作成し、毎年度当初に連絡先を確認するものとする。また、当該連絡体制表に変更が生じた場合には、その都度、甲及び乙それぞれに修正した連絡体制表を報告するものとする。

2 乙は、毎年度当初に緊急連絡先会員名簿を作成し、甲及び乙が常備するものとする。また、当該緊急連絡先会員名簿に変更が生じた場合には、その都度修正するものとする。

3 乙は、その保有する建設機械器具等の確保を円滑にするため、乙の会員の中から連絡代表者を選出するものとする。

4 甲は、通信の途絶等により第1項に規定する連絡先と連絡がとれない場合は、前項の規定による連絡代表者を通じて第2条第1項の要請を行うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は、この協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

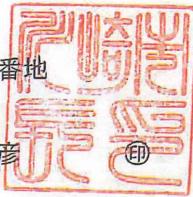
(効力)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

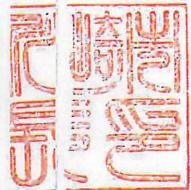
この協定書は2通作成し、甲、乙、記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年10月31日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 福田 紀彦



乙 横浜市神奈川区栄町2丁目10番地
アール・ケーププラザ横浜Ⅲ1103号
一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部
支部長 金子 真紀子



大規模災害時における建設機械器具等の支援に関する協定書

相模原市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり建設機械器具等の支援に関して協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（大規模な被害を生ずるものであって、相模原市災害対策本部が設置され得る規模のものに限る。）をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時」という。）において、甲が応急対策を行うために必要となる建設機械器具等の確保に関し、乙の円滑な支援を受けるために必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害発生時における応急対策のための支援（以下「支援」という。）を要請する必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により乙に支援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により支援を要請することができる。

- (1) 災害の状況及び支援を要請する理由
- (2) 支援を必要とする建設機械器具等の種類、規格及び数量
- (3) 支援を必要とする場所
- (4) 支援を必要とする期間
- (5) その他支援に必要な事項

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、可能な限りこれに応ずるものとし、支援可能な建設機械器具等について速やかに会員の情報を収集し、甲に対し文書により報告するものとする。

（建設機械器具等の引渡し及び引取り）

第3条 前条第1項の規定による支援を行う場合は、乙又は乙の会員は、甲が指定した場所において、甲又は甲が指定するものに対して建設機械器具等の引渡しを行い、甲又は甲が指定するものから引取りを行うものとする。また、引渡しに際して設置作業等が必要な場合については、甲の指示により乙又は乙の会員が行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による支援に従事した場合は、次に掲げる事項を記載した文書により、甲に報告するものとする。

- (1) 建設機械器具等の種類、規格及び数量
- (2) その他必要な事項

(経費の負担)

第5条 この協定に基づき乙が行った支援に要した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の経費は、災害発生時直前の適正価格を基準とし、甲乙協議の上算定するものとする。

(補償)

第6条 この協定に基づき、支援に従事した者が当該支援に従事したことにより死亡し、疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、相模原市消防団員等公務災害等補償条例（平成7年相模原市条例第15号）を適用し補償する。

(損害賠償)

第7条 甲は、甲の責めに帰する理由により乙又は乙の会員から引き渡された建設機械器具等に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(第三者への損害賠償責任等)

第8条 乙及び乙の会員は、この協定に基づく支援の実施中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

- 2 乙及び乙の会員が、この協定に基づく支援の実施中に自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上決定する。

(連絡体制表及び緊急連絡先会員名簿)

第9条 甲及び乙は、連絡体制表を作成し、毎年度当初に連絡先を確認するものとする。また、当該連絡体制表に変更が生じた場合には、その都度、甲及び乙それぞれに修正した連絡体制表を報告するものとする。

- 2 乙は、毎年度当初に緊急連絡先会員名簿を作成し、甲及び乙が常備するものとする。また、当該緊急連絡先会員名簿に変更が生じた場合には、その都度修正し、甲に報告するものとする。

3 乙は、その保有する建設機械器具等の確保を円滑にするため、乙の会員の中から連絡代表者を選出するものとする。

- 4 甲は、通信の途絶等により第1項に規定する連絡先と連絡がとれない場合は、前項の規定による連絡代表者を通じて第2条第1項の要請を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は、この協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(効力)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙、記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年12月26日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市

相模原市長 加山 俊夫

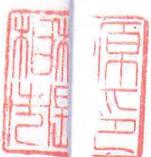


乙 横浜市神奈川区栄町2丁目10番地

アール・ケープラザ横浜Ⅲ1103号

一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部

支部長 金子 真紀子



大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書

一般社団法人神奈川県建物解体業協会（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会 神奈川支部（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における建築物等構造物の解体撤去の相互支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神奈川県内に大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）における建築物等構造物の解体、災害廃棄物の撤去等（以下「解体撤去」という。）又は解体に必要な要員、車両、資機材の調達等（以下「建設機械」という。）の相互支援協力に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- (2) 災害廃棄物 大規模災害により倒壊、焼失等した家屋及び建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物をいう。
- (3) 家屋等 専用住宅、共同住宅、兼用住宅、併用住宅など主に人の住居の用に供する建物をいう。

（解体撤去の内容）

第3条 解体撤去の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 応急活動、復旧活動に支障となる建築物等構造物等の解体
- (2) 所轄官庁が必要と認めた建築物等構造物等の解体
- (3) 災害廃棄物の撤去
- (4) 前各号に伴う必要な措置

(支援協力要請)

第4条 甲及び乙は、大規模災害時に甲、乙相互に解体撤去の支援協力を要請することができるものとする。

2 甲及び乙は、被災地の市町村より前項の要請を受けた場合は、必要な建設機械を用意し、被災地の指示により供給するものとする。

甲及び乙は、解体撤去の支援協力の必要がなくなったときは、支援協力協会に協力要請の終了を告げるものとする。

(要請手続)

第5条 前条第1項の規定による要請は、被災地市町村からの要請に基づいて、甲及び乙が協力を要請するものとする。

2 前項の要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を文書で連絡するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 解体撤去の場所及び建物名称
- (3) 解体撤去の内容
- (4) 解体撤去期間
- (5) 必要な建設機械の種類及び数量
- (6) その他必要な事項

(情報提供)

第6条 甲及び乙は、大規模災害時に円滑な協力が得られるように必要な建設機械の調達等やストックヤード、処理・処分場等必要な情報を相互に提供するものとする。

(解体撤去の実施)

第7条 甲及び乙は、被災地市町村の要請に基づき、その指示に従い解体撤去を実施するものとする。

2 甲及び乙は相互に、この協定の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(報告)

第8条 甲または乙において解体撤去を実施したときは、次に掲げる事項を文書で相方に報告するものとする。

- (1) 解体撤去の場所及び建物名称
- (2) 解体撤去の内容
- (3) 解体撤去に従事した要員、車両、建設機械
- (4) 解体撤去の従事期間
- (5) その他必要な事項

(経費の負担)

第9条 甲または乙において実施した解体撤去に要した経費は、被災地の県、市町村が負担する。その価格は被災地の県、市町村と甲及び乙において協議のうえ決定する。甲及び乙における支払は同等の立場において協議の上決定する。

(損害補償)

第10条 この協定に定める要請により解体撤去に従事した支援協会従事者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合に、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による損害補償の規定の適用がないときは、被災地側所管の条例の規定に準じて補償するものとする。

(連絡体制等)

第11条 この協定の実施に関する事項の連絡窓口は、甲、乙それぞれの協会事務局とする。

2 甲及び乙は大規模災害時における円滑な活動が図れるよう、応援体制及び情報受伝体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関し必要名細目は、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

(実施日)

第14条 この協定は、平成30年5月1日から実施する。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年5月1日



甲 横浜市中区太田町3丁目36番地
クリオ横浜関内壹番館1005号
(一社)神奈川県建物解体業協会

会長 大森 賢一

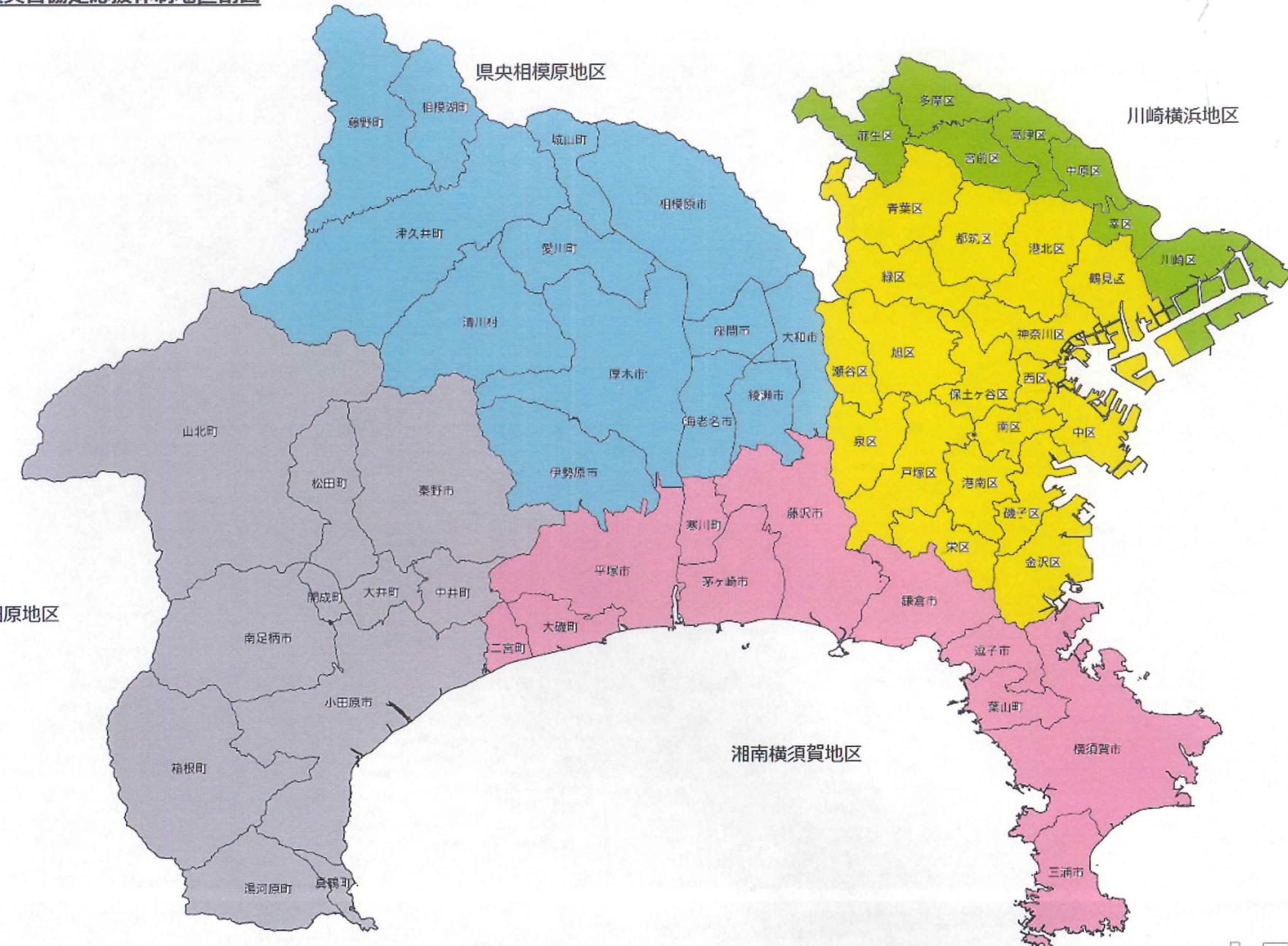


乙 横浜市神奈川区栄町2丁目10番地
アール・ケープラザ横浜Ⅲ1103号
(一社)日本建設機械レンタル協会神奈川支部

支部長 金子 真紀子



神奈川県災害協定応援体制地区割図



神奈川県 正会員分布図

本社所在地・

正会員60社

(株)ワキタ 044(355)2821
 富士建機(株) 044(777)3562
 (株)キナン 044(201)1022
 コマツカスタマーサポート(株)
 050(3486)7836
 エスアールエス(株) 044(328)7872

足柄上郡

(株)サトー 0465(76)3415



川崎市

(株)アクトワヤマイチ 044(280)2220
 (株)アルアンド・アル 044(266)1003
 (株)カナモト 044(329)4081
 川崎大正建機(株) 044(865)3531
 (株)成松屋 044(287)1655
 (株)日商機械 044(201)3621
 武藏機械(株) 044(344)3587
 サンワ・リノテック(株) 044(266)9190

鎌倉市

第一産業(株) 0467(32)3260

小田原市

(有)岡本建機工業 0465(36)3777
 (株)関東建機サービス 0465(36)7214
 (株)西湘機材 0465(36)5115
 日本機材(株) 0465(48)2221

平塚市

平澤機工(有) 0463(55)8660

茅ヶ崎市

チガサキレンタル(株) 0467(84)4633

●緑・旭区・瀬谷区

石本デーゼル(株) 045(922)6134
 (株)クハラ 045(353)1561
 ケーテック(株) 045(360)6977
 ユナイド(株) 045(365)3571
 大都機械(株) 045(744)6474

●青葉・都筑区

三和機工(株) 045(961)4011
 (株)タケウチ 045(941)4792
 日立建機日本(株) 045(472)4501
 (株)サコス 045(929)2270

●港北・鶴見区

(株)関東産業 045(504)3838
 共栄建機(株) 045(521)5136
 (株)共栄建設機械 045(582)0151
 新日本建販(株) 045(473)4011
 (株)電動舎 045(501)1641
 美浜建機(株) 045(471)5249

●神奈川・中・西区・保土ヶ谷区

(株)アキティ 045(641)1411
 大塚機械(株) 045(481)0850
 東京機材工業(株) 045(664)7111
 (有)常盤工業 045(372)2950
 (株)レバーリング(ニッケン) 045(250)1045
 (株)レント 045(622)8871
 (株)NIITAI 045(664)1152
 西尾レントオール(株) 045(628)3350
 (株)YOKOHAMA鈴機 045(373)7777

●港南・金沢区

(有)佐久間電機商会 045(774)1361
 サン・エンジニアリング(株) 045(784)0553
 (株)三恵商会 045(831)4411
 (株)生産技術パートナーズ 045(787)3911
 (株)レンタルカジタ 045(772)1922



<横浜市拡大>

一般社団法人 日本建設機械レンタル協会 神奈川支部

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町2-10 アール・ケープラザ横浜III 1103号

TEL 045-440-1116 FAX 045-440-1117